

# 参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の 提出を求める公示

平成19年 7月 9日

近畿地方整備局

奈良国道事務所長 村田 重雄

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

## 1. 当該招請の主旨

本業務は、京奈和自動車道大和北道路のシールドトンネル区間における大深度地下使用法の有効性について、対象地域の土地利用状況、地質状況等を参考に、適用構造、施工性、作用荷重、構造物との離隔等に関する技術的検討を行うとともに、大深度地下使用の可能性の論拠、課題等を整理、検討するものである。

本業務の実施にあたっては、シールドトンネルの大深度地下使用法の適用の有効性について、法制度、技術的見地、地域状況等、多面的に検証する必要があることから、大深度地下の建設技術に関する高度な専門的技術力、豊富な知識と経験を有するとともに、大深度地下使用に関する法制度について専門的知見・知識が求められることから、(財)先端建設技術センター(以下、「特定公益法人等」という)を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定公益法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

## 2. 業務概要

- (1)業務名 平成19年度京奈和自動車道トンネル技術検討業務
- (2)業務内容 大和北道路のシールドトンネル区間における大深度地下使用法の有効性に関して、大和北道路の現在の手続き状況や、大深度地下使用に関する法制度及び技術的見地からの整理・検討
- (3)履行期限 平成20年3月10日

### 3. 業務目的

本業務は、京奈和自動車道大和北道路のシールドトンネル区間における大深度地下使用法の有効性について、対象地域の土地利用状況、地質状況等を参考に、適用構造、施工性、作用荷重、構造物との離隔等に関する技術的検討を行うとともに、大深度地下使用の可能性の論拠、課題等を整理、検討するものである。

### 4. 応募要件

(1)参加意思確認書の提出者に対する要件は次のとおりとする。

#### 1)基本的要件

- ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
- ③ 近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

#### 2)技術力に関する要件

大深度地下におけるシールドトンネルの適用に関する高度な専門的技術力、豊富な知識と経験を有していること。また、大深度地下使用に関する法制度について専門的知見・知識を有していること。

#### 3)中立性・公平性に関する要件

建設会社等国土交通省が発注する公共工事の受注実績又は、受注希望がある企業との資本・人的関係がなく、中立性・公平性が確保できること。

#### 4)守秘性に関する要件

・守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて社則などに明記していること。

#### 5)業務執行体制に関する要件

- ① 近畿地方整備局管内に本・支社(店)または営業所があること。
- ② 常時、本業務を専門的に実施する担当技術者とその体制を確保していること。

#### 6)業務実績に関する要件

下記に示される同種又は類似業務について、1件以上の受注実績を有している者。

同種業務:平成14年度以降に元請けで受注し完了した業務の中で、近畿地方整備局が発注した大深度地下シールドトンネルに関する技術検討業務

類似業務:平成14年度以降に元請けで受注し完了した業務の中で、近畿地方

整備局管内の国及び府県政令市が発注した大深度地下シールドトンネルに関する技術検討業務

(2)配置予定管理技術者に対する資格要件及び業務実績は以下のとおりとする。

①配置予定管理技術者

・資格要件

配置予定管理技術者は、以下のいずれかの資格保有者であること。

ア)技術士(総合技術監理部門:トンネル)の資格を有する者

イ)技術士(建設部門:トンネル)で平成12年度以前の資格を有する者

ウ)技術士(建設部門:トンネル)で平成13年度以降の資格を有する者の場合には、13年以上の実務経験を有する者

エ)RCCM(トンネル)の資格を有する者

オ)国土交通大臣が技術士(建設部門:トンネル)の資格と同程度の知識及び技術を有するものと認定した者

・同種又は類似業務の実績

下記に示される同種又は類似業務について、1件以上の受注実績を有している者。

同種業務:平成14年度以降に元請けで受注し完了した業務の中で、国土交通省が発注した大深度地下シールドトンネルに関する技術検討業務

類似業務:平成14年度以降に元請けで受注し完了した業務の中で、国及び府県政令市が発注した大深度地下シールドトンネルに関する技術検討業務

5. 手続等

(1)担当部局

〒630-8115 奈良県奈良市大宮町3-5-11

国土交通省 近畿地方整備局 奈良国道事務所 経理課 契約指導係

電話:0742-33-1391(代)(内線226)

F A X:0742-34-1713

(2)説明書の交付期間、場所及び方法

①交付期間

平成19年7月9日から平成19年7月19日まで

(土、日曜日および祭日は除く。交付時間は9時から17時まで)

②交付場所

(1)に同じ。

③交付方法

手渡しとする。

(3)参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

①提出期限

平成19年7月19日 17時

②提出場所

(1)に同じ。

③提出方法

持参によるものとする。郵送、電送及びその他の方法によるものは認めない。

6. その他

(1)手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2)関連情報を入手するための照会窓口 5.(1)に同じ。

(3)当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の  
提出予定期限:平成19年8月10日 17時

(4)近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成19・20年度土木関係建設  
コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない  
場合も5.(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術  
提案書の提出者として選定された場合であって、技術提案書を提出するため  
には、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければなら  
ない。

(5)詳細は説明書による。